「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等及び「主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正(案)」等に対する ご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 銀行 1 柱告示に関するご意見

(※)本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行 1 柱告示(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号))の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	第68条の2、第	以下の①~⑤の各ケースについては、各不等式に合致す	個別案件に係る適合性の判定につきましては、別途公表
	69条の2	る場合に「抵当権により完全に保全されている」と判定	しております Q&A にも照らして、適切にご判断くださ
		できるものと考えているが、認識に相違ないか(各計算	い。なお、※部分の理解についてはご理解のとおりで
		例はあくまで一例であり、本例以外の各金融機関におけ	す。
		る合理的な判定が許容されることが前提)。	
		①当庫は第一順位の抵当権・・・100%≧自金庫のエクス	
		ポージャーの額/担保物件の価値	
		②当庫は第二順位以下の抵当権、先順位及び同順位の抵	
		当権者の担保の種類が抵当権・・・100%≧(先順位及び	
		同順位の抵当権者のエクスポージャーの額+自金庫のエ	
		クスポージャーの額)/担保物件の価値	
		③当庫は第二順位以下の抵当権、先順位及び同順位の抵	
		当権者の担保の種類が根抵当権・・・100%≧(先順位及	
		び同順位の抵当権者の極度額+自金庫のエクスポージャ	
		一の額)/担保物件の価値	
		④当庫は第一順位の根抵当権・・・100%≧自金庫のエク	
		スポージャーの額/(「担保物件の価値」と「自金庫の根	
		抵当権の極度額」のいずれか小さい方)	
		⑤当庫は第二順位以下の根抵当権、先順位及び同順位の	
		抵当権者の担保の種類が抵当権・・・100%≧(先順位及	
		び同順位の抵当権者のエクスポージャーの額+自金庫の	
		エクスポージャーの額) / (「担保物件の価値」と「自金庫	
		の根抵当権の極度額」のいずれか小さい方)	
		⑥当庫は第二順位以下の根抵当権、先順位及び同順位の	
		抵当権者の担保の種類が根抵当権・・100%≧(先順位及	
		び同順位の根抵当権者の極度額+自金庫のエクスポージ	
		ャーの額)/(「担保物件の価値」と「自金庫の根抵当権の	
		極度額」のいずれか小さい方)	

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		※上記②、⑤の分子の「先順位及び同順位の抵当権者の	
		エクスポージャーの額」について、先順位の抵当権者の	
		残高が把握できない場合、登記上の債権額を利用するこ	
		とも認められる。	
2	第 68 条の2第3	第六十八条の二第三項の読み替えを行った場合、「抵当権	貴重なご意見として承ります。
	項、第69条の2	が第一順位であること。ただし、抵当権が第二順位以下で	
	第3項	ある場合において、当該自己居住用不動産等向けエクスポ	
		ージャーが抵当権により完全に保全されているときは、こ	
		の限りでない。」となる。第一順位であろうと第二順位以下	
		であろうと、第六十八条の二第一項により「抵当権により	
		完全に保全されているか否か」の判定を行うことになるた	
		め、複雑化を回避する観点からも、第六十八条第三項第二	
		号は準用しない取り扱いとしてはどうか(当該読替後の条	
		項の適用有無によらず、結果は同じであるものと思料す	
		る)。	
		<修正案(第六十八条の二第三項)>	
		原 案:前条第三項の規定は、…と、同項第二号中「LTV	
		比率が百以下である」とあるのは…保全されている」と読	
		み替えるものとする。	
		修正案 : 前条第三項 <u>(第二号を除く。)</u> の規定は、··· <u>【上記</u>	
		<u>原案の下線箇所削除】</u> と読み替えるものとする。	
		※上記は第六十八条の二第三項について記載しているが、	
		第六十九条の二第三項も同様。	
3	第 123 条第 1 項	第 123 条第 1 項にもとづく内部取引によるヘッジ効果を反	ご理解のとおりです。
		映する場合(ヘッジ対象:株式、ヘッジ手段:TRS)も、第	
		131 条(信用リスク削減手法の残存期間の下限)および第	
		132 条 (期間のミスマッチがある場合の信用リスク削減手	
		法の効果の調整)の規定の適用対象であるとの理解でよい	
		か。	
4	第 123 条第 1 項	上記で「適用対象である」場合、株式には残存期間の概念	ご指摘のケースについては、上限の5年と見做すのが適切
		がないが、第132条の計算式上、「(エクスポージャーの残	な取り扱いと考えられます。
		存期間) は t (信用リスク削減手法の残存期間) と同値と	
		みなしてよいか。あるいはTを5年(エクスポージャーが	

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		5年を超える場合と同じとみなす)とすべきか。	
5	第 276 条の 2 第 3	第 276 条の 2 第 3 項 (注 2) の特定通貨ペアの定義が BCBS	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
	項	国際合意文書のそれと比較して、カバレッジが非常に狭い	
		定義となってしまっている。	
		MAR33.12-(3)-Footnote#1にあるように、EUR、USD、GBP、	
		AUD、JPY、SEK、CAD の組み合わせで構成される通貨ペアの	
		みではなく、例えば、USD とエマージング通貨(CNY、RUB	
		(等)の通貨ペアも認められている。また、例示された通貨	
		ペア同士の一次結合も同様の流動性ホライズンとすると	
		なっている (例えば、GBP/USD と USD/CNY> GBP/CNY)。	
		276 条の 2-3 項- (注 2) の修文が必要と考える。	
		尚、BCBC 国際合意文書の記載も、以下の通貨ペアを記載す	
		る場合は、強弱幣種の順序は修正が必要と考える。	
		USD/EUR> EUR/USD	
		USD/GBP> GBP/USD	
		USD/AUD> AUD/USD	
		USD/NZD> NZD/USD	
		JPY/AUD> AUD/JPY	
		【第 276 条の 2 第 3 項(注 2)修正案】	
		特定通貨ペアとは、特定通貨、スイス連邦通貨(CHF)、メ	
		キシコ合衆国通貨 (MXN)、中華人民共和国通貨 (CNY、CNH)、	
		ニュージーランド通貨(NZD)、ロシア連邦通貨(RUB)、香	
		港通貨(HKD)、シンガポール共和国通貨(SGD)、トルコ共 和国通貨(TPV) 土韓民国通貨(KPW) 南マスリカ共和国	
		和国通貨 (TRY)、大韓民国通貨 (KRW)、南アフリカ共和国 通貨 (ZAR)、インド共和国通貨 (INR)、ノルウェー王国通	
		通負(ZAK)、イント共和国通負(INK)、ノルウェーエ国通 貨(NOK)およびブラジル連邦共和国通貨(BRL)のうち 2	
		頁(NOK)のよびフラグル連邦共和国通貝(DRL)のうち 2 通貨を組み合わせた通貨ペア。	
		世界で他グログに世界できる。	

2. 銀行3柱告示に関するご意見

(※)本項目で参照している別紙様式は、特段の断りのない限り、銀行3柱告示(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成二十六年金融庁告示第七号))の別紙様式を指します。

No.	様式番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
6	別紙様式第9号、	・様式 9 および 10 (KM1)「リスク・アセットの額(フロア	国際合意では求められていないという点はご認識のとお
	第 10 号	調整最終実施ベース)」、「普通株式等 Tier1 比率 (フロア調	りであるものの、最終実施ベースの数値開示は有用なもの
		整最終実施ベース)」、「Tier1 比率(フロア調整最終実施ベ	と考えております。
		ース)」、「総自己資本比率(フロア調整最終実施ベース)」	
		・上記項目は欄外注記によれば、資本フロア水準を 72.5%	
		と仮定して算出したリスク・アセットの額、およびその額	
		を用いた比率、それぞれを試算するものと理解したが、い	
		ずれも国際合意上の KM1 において開示を要求されていない	
		項目であると認識している。	
		・上記項目を追加することで、リスク・アセットの額、お	
		よびその額を用いた比率がいずれも 3 パターン(①その	
		時々のリスク・アセットの額/規制比率、②①のフロア調整	
		前のリスク・アセットの額/比率、③①をフロア調整最終実	
		施ベースとしたリスク・アセットの額/比率) 併記されるこ	
		ととなり、当開示の使用者目線では必ずしもわかりやすい	
		開示とはなっていないことに加え、国際合意上の様式に定	
		めのない項目を積極的に開示する必要性は無いと考える	
		が、上記項目を追加した趣旨を確認したい。また、重要性	
		がない開示項目であれば、削除していただきたい。	

3. 銀行 1 柱告示改正告示 (附則) に関するご意見

(※)本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行1柱告示(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照ら し自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件(令和四年金融庁告示第二十二号))の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
7	第3条第2項	・国内基準行である標準的手法行の「TLAC規制対象会社の同順位商品」の取扱いに、「当該TLAC規制対象会社が適用日以後にTLAC規制対象会社となったものでないときは」の記載が加えられたが、附則第4条の「その他外部TLAC関連調達商品」には同様の改正はないという理解でよいか。 ・また、非G-SIBがG-SIBに移行することに伴い非TLACがTLACに移行する際に、附則第3条第2項に限らず、第3条第3項や第4条等における経過措置が適用されるのか、お示しいただきたい。	前段については、公表の新旧対照表のとおり改正はございません。 後段については、個別案件に係る経過措置の適用可否は附 則の規定に則り適切にご判断ください。

3. 監督指針に関するご意見

(※)本項目で参照している該当番号は、特段の断りのない限り、主要行等向けの総合的な監督指針の番号を指します。

No.	該当番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
8	Ⅲ-2-1-1	「【新規制導入先(令和4年金融庁告示第22号及び第23号	今後、新規制に対応した Q&A の更新にあたっては、第2条
	-2-2	により自己資本比率を算出する金融機関をいう。以下同	の 2-Q1 の (A) は重複規定となることから削除することを予
		じ。)に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお	定しております。対応の根拠に相違が出ることから、追加
		従前の例による。】」の追加文言は不要ではないか。	文言は必要と考えます。
9	III - 3 - 2 - 4	・別紙様式第8号(四半期開示)の各面の開示時期につい	第8号第四面(MR2)においては、その内容を見直している
	-4	ては、現行の「主要行等向けの総合的な監督指針」の III	ことから、「四半期報告書の公表後、速やかに開示」いただ
		-3-2-4-4(自己資本の充実の状況等の開示)の(6)	くよう、記載を変更いたします。
		四半期ごとの開示事項において、その目途が示されてい	それ以外の開示事項につきましては、ご理解のとおりで
		る。	す。
		(該当箇所抜粋) 開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号第二面から第四面に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。 ・当該規定は、第8号第二面(CR8)、第三面(CCR7)、第四面(MR2)について、いわゆる45日開示の対象外とすることを許容するものと理解している。最終化対応の告示改正で、第四面(MR2)は改正され、第五面(CVA4)と第六面(CMS1)が追加されているが、当該変更はあるものの開示時期の考え方に変更はない(45日開示の対象外が許容されるのは、引き続き第二面~第四面であり、第五面と第六面は45日開示が望ましい)という理解でよいか。	